

専門医更新 申請要項 (2016 年 4 月更新分)

日本脳神経血管内治療学会専門医制度規則および施行細則に従い、専門医資格の更新を行います。

更新対象者のうち更新条件を満たした者だけが 5 年間の資格更新が受けられます。

更新希望者は、以下の要項を熟読し、必要書類をそろえて申請してください。

1. 更新対象者

第 4 回専門医試験により認定され（専門医番号 2 5 2 ～ 3 2 3）、資格が更新されている専門医

第 9 回専門医試験により認定された専門医（専門医番号 5 6 1 ～ 6 3 2）

前回までに何らかの理由で専門医資格が更新されていない専門医

註：2015 年 12 月審査を含め、指導医に認定されている指導医は指導医審査または更新が、専門医資格の更新を兼ねていますので、この更新対象から除外されます。

2. 更新期間

今回の更新により 2016 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日までの専門医資格が認定されます。

ただし、停止されていた場合は、正規に手続きを行った場合の残余期間となります。

3. 申請受付

2 0 1 6 年 1 月 1 日から 1 月 3 1 日まで。 * 1 月 3 1 日（日）消印有効です。

4. 申請方法

申請書類（様式 201、様式 202-1、様式 202-2、様式 203）に必要事項を記入の上、

締切期日までに、下記住所に郵送（書留）または宅急便にてお送り下さい。

あわせて、更新手数料を振り込んでください。

5. 更新手数料

更新手数料 10,000 円を以下の郵便振替口座に振り込んでください。

口座番号 00190-0-282792

加入者名 日本脳神経血管内治療学会専門医制度

2016 年 1 月 31 日までにお願いします。

あわせて、年会費も納めて下さい。未納がある場合は、更新を保留します。

6. 申請書類

以下の 4 種類

1) 専門医更新申請書（様式 201）

2) 5 年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書（様式 202-1）

3) 5 年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書 2（様式 202-2）

4) 5 年間の脳神経血管内治療経験症例の一覧表（様式 203）

書式は学会ホームページ（<http://www.jsnet.umin.jp/>）からダウンロードしてください。

（トップページ → 専門医制度 → ダウンロード）

プリントアウトした書類をご提出下さい。

学会ホームページの「専門医制度に関する基礎データの収集について」をご覧になり、専門医調査、施設調査に参加してください。

- 1) 施設報告：WEB 報告：<https://jp.surveymonkey.com/r/W8MRLKZ>
2) 専門医報告：WEB 報告：<https://jp.surveymonkey.com/r/WKJSWQY>

7. 専門医更新証明書

専門医指導医認定委員会にて提出書類を審査後、専門医更新証明書を発行します。

発行は3月末の予定です。(現在お持ちの認定証はそのままお使い下さい)

書式は学会ホームページ (<http://www.jsnet.umin.jp/>) からダウンロードしてください。

(トップページ → 専門医制度 → ダウンロード)

8. 申請書類送付先 (要注意：今回から変更)

〒160-0016 東京都新宿区信濃町 35 信濃町煉瓦館

一般財団法人国際医学情報センター内

日本脳神経血管内治療学会 事務局

9. 問い合わせ先：

日本脳神経血管内治療学会事務局 (専門医制度担当)

TEL:03-5361-7555、FAX:03-5361-7091、E-mail: jsin-hq@umin.net

<提出書類記載上の注意>

1) 専門医更新申請書 (様式 201)

必要事項をご記入下さい。

<学術総会・CEP への参加に関して>

1. 最近5年間で3回以上の学術総会への参会報告が必要です。

今回は以下の5回が対象となります。

2011 年 第 27 回日本脳神経血管内治療学会学術総会 (千葉)

2012 年 第 28 回日本脳神経血管内治療学会学術総会 (仙台)

2013 年 第 29 回日本脳神経血管内治療学会学術総会 (新潟)

2014 年 第 30 回日本脳神経血管内治療学会学術総会 (横浜)

2015 年 第 31 回日本脳神経血管内治療学会学術総会 (岡山)

*細則第 10 条および学術総会参加に関する附則に則り、必要な3回の学術集会出席のうち、

1 回分を地方会出席 2 回に換えることができる制度が発足しました。地方会出席は、勤務地に限らず下記のいずれもが認められますが、1 年に 1 回に限り申請できます。

認定する地方会

北海道地方会

東北地方会 (以前は東北脳神経血管内治療研究会)

関東地方会

中部地方会 (中部脳神経血管内手術懇話会)

近畿地方会 (以前は近畿脳神経血管内治療学会)

中国四国地方会 (以前は中国四国脳神経血管内手術研究会)

九州地方会 (以前は九州山口地方会) 以上

2. 最近5年間で1回以上の専門医指導医講習会（CEP）への参会報告が必要です。

専門医指導医講習会とは、本学会学術総会時に開催される CEP(Continuing Education Program)のことを指します。

以下のいずれかの場合、その回の CEP に出席したと認めます。

1) 有料受講者

2) 講師として講演を行った者

ただし、CEP を録画した学会作成 DVD の購入によりそれに換えることができます。

2) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書（様式 202-1）

2011 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の 5 年間の活動について記載してください。

分類に従って経験症例数を記入して下さい。

3) 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書 2（様式 202-2）

2011 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の 5 年間の活動について記載してください。

代表的なものを記載してください。

4) 5年間の脳神経血管内治療経験症例の一覧表（様式 203）

2011 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日の 5 年間の経験症例について記載してください。

分類は以下の番号を記入して下さい。

（何れかに分類してください[様式 202-1 の分類と同一です]）

1. 術者（所属施設）

2. 助手（所属施設）

3. 術者（出張）

4. 助手（出張）

（重要）専門医としての更新には、50 例の症例経験が必要です。

5) 施設調査、専門医調査にご協力下さい。

【専門医更新に関する関連細則（抜粋）】

NP0法人日本脳神経血管内治療学会 専門医制度施行細則

第2章 専門医の認定と更新に関する細則

（専門医の有効期間）

第9条 専門医の有効期間は5年とし、以降は第10条に定める更新手続きを要する。

2 指導医は専門医の更新を必要としない。

3 何らかの理由で第3条-1の資格を喪失した場合には、資格再取得まで脳血管内治療専門医資格を停止する

（更新手続きおよび審査）

第10条 専門医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 専門医更新申請書

2. 最近5年間で、3回以上の学術総会への参会報告。ただし1回分に限り、附則に定める条件を満たした場合に出席1回に換えることができる。

3. 最近5年間で1回以上の専門医指導医講習会、の参会報告

4. 5年間の脳神経血管内治療に関する活動報告書。提出する経験症例は50例とする。

5. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は専門医資格を停止する。5年以内に更新手続きを完了しない者は、専門医資格は失効する。

6. 海外留学等の理由で、専門医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。期間は1年単位で最高3年まで継続申請が可能。事前に申請が行われた場合には、申請期間のみ専門医資格を休止し、更新対象期間は休止期間を除いた5年間とする。休止期間の事後申請は認めない。

附則

4. 細則第10条-3・・・の専門医指導医講習会への参会の義務化は、2010年更新および申請からとする。

所属施設に関する附則

1. 本専門医制度における所属施設とは原則として常勤施設をさす

2. 書類上の常勤施設と実質的活動施設*が違うときは、申告により実質的活動施設を所属施設として指定できる

3. 書類上の常勤施設を持たない医師については、実質的活動施設がある場合に限り当該施設を所属施設として指定できる**

4. 上記以外の例外、要望事項は個別に審査する

*：実質的活動施設とは、概ね1週間に4日(32時間)以上勤務(滞在)する施設を言う。報酬の有無を問わない。

**：所属施設として登録できるのは、1医師あたり1施設のみ(原則として常勤施設)である。異動や主たる活動場所の選択により所属施設を変更することは可能だが、同時に重複して2施設以上を登録することは出来ない。

学術総会参加に関する附則

1. 制度委員会が認定した学会、学術集会、セミナーの出席6回をもって学術総会出席1回分に換えることができる

2. 制度委員会が認定した地方会は、上記3回分の出席とみなす

3. 認定を希望する学会、学術集会、セミナーは、制度委員会に認定を申請し、審議を経て認定を受ける

専門医休止に関する附則

1. 長期療養には疾患治療の他出産による産休、育休を含む。

2. 重篤な傷病により、早期回復不可能と判断した場合の資格休止申請は発症または発生後1ヶ月以内とする。この場合の休止期間の発効日は申請日とし、さかのぼることはしない。

3. 予定の疾病治療および出産による資格休止申請は資格休止発効日前1年以内とする。

4. 1年間の資格休止申請後に想定外に早く臨床活動に復帰できた場合においては、資格休止申請の取り消しを申し出る ことができる。これは当該全期間の取り消しとなり、月単位での休止期間の設定はできない。

5. 資格保持期間延長などを目的とした作偽的な虚偽申請が発覚した場合には専門医資格の無期停止とする。

* 日本脳神経血管内治療学会専門医制度に関する規則・細則の全文は、学会ホームページ（トップページ → 専門医制度 → 規則）で確認して下さい。